

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町戸中地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 8 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 新郷地区内における優良農地の一つであり、農業従事者における年齢層が比較的若い同地区においては、中心的担い手への農地の集積を図り、今後も、中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払交付金事業により適切に管理していく。
- ・ 戸中集落においては集落営農組織があることから、数ある担い手の中でも集落営農組織における集積を優先することで持続可能な地域農業のあり方を模索していき、所得の確保及び青年農業者の育成の推進を図る。